



米沢市消費生活センターからの情報です。



令和8年1月発行

今度はヒーター？ SNS の激安広告は慎重に！

毎年冬になるとダウンジャケットやヒーターなどの冬物商品の購入トラブルが発生します。SNS*に表示された広告をきっかけに商品を購入し代金引換サービス（代引き）で支払ったが、粗悪品だったという相談が多く寄せられています。（※ソーシャルネットワーキングサービスのこと。例えば Instagram や X（旧 Twitter）、YouTube、TikTok など）

 SNS で大手電機メーカーが開発したという「すぐに暖まり電気代も1日1円」というヒーターの動画広告を見て注文したがメーカーのロゴもない粗悪品が届いた。

 今年の夏、ニュースや情報番組で「広告と違う涼しくならない扇風機」のネット通販トラブルについて報道されていました。冬になると **SNS 上の広告がきっかけにした冬物商品**について同じような「粗悪品」が届いたという相談が増えます。

！ 支払い方法が代引きのケースが多く、一度代金を支払ってしまうと販売業者と交渉しなければなりませんが、販売業者（購入したサイト）がわからない方も多く対応が難しいことがあります。

！ 代引きでお金を集金している宅配業者は、粗悪品であってもお金を返すことはできません。送り状に書かれた発送代行業者に連絡しても電話がつながらず交渉が困難な場合もあります。

！ 日本語で表示されたサイトで注文したとしても、商品の販売業者が海外事業者である場合があり、海外から商品が届くことがあります。**注文する前に**、サイトに表示されている事業者の名称、住所、電話番号などの連絡先をインターネット検索で調べるなどして、不審な表示がないかよく確認をしましょう。また、「会社概要」や「お問い合わせ」、「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認しましょう。



SNSで見つけたお手軽簡単副業 それ、うのみにしないで！

 SNSに投稿された「スキマ時間で簡単に儲かる」という副業に興味を持ち、連絡したところ、無料通話アプリに登録するよう案内された。国内の暗号資産取引所で暗号資産を購入して、海外の業者に送った後で連絡が取れなくなってしまった。暗号資産の投資をしてしまったようだ。

 暗号資産が詐欺的な投資の勧誘に利用されているケースがよく見られます。「必ず儲かる」という投資はありません。安易に投資することはやめましょう。

スキマ時間に楽に稼げるよ！

今なら暗号資産で10万円が5倍に！

暗号資産の投資を勧める相手からの勧誘を鵜呑みにしないで

SNSやマッチングアプリなどで知り合った面識のない相手から暗号資産の投資を勧められたら、まずは詐欺的な投資話を疑ってください。相手の素性、投資内容や儲かった話の真偽を確かめることは難しく、連絡が取れなくなる可能性があります。入金したお金を取り戻すことは極めて困難です。

暗号資産交換業の登録業者か確認し、無登録業者とは取引しないで

暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。暗号資産を扱う業者のサイトやアプリで取引を行う場合には、暗号資産交換業の登録業者かどうかを金融庁のウェブサイトで事前に必ず確認してください。無登録業者とは取引しないでください。

取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しないで

暗号資産は価格が変動することがあり、価格が急落して損をする可能性があります。たとえ、取引相手が登録業者の場合でも、リスクと取引や契約の内容を十分に理解できなければ取引や契約をしないでください。

おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

相談して
ケロ！



米沢市消費生活センター
市役所内

相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時